

洞天における山と洞穴——委羽山を例として

大形 徹

はじめに

一、十大洞天

二、三十六洞天

三、七十二福地

四、司馬季主と委羽山の洞

五、青童君

六、劉奉林と委羽山

おわりに

はじめに

委羽山洞は十大洞天之第二洞天とされている。梁の陶弘景（456～536）の『真誥』には、「司馬季主後入委羽山石室大有宮中」とあり、この「石室」とされているものが、洞天に相当することがわかる。一方、山として委羽山¹を見ると、高さはわずか60メートルほどしかない。そのため、山の高さが洞天の基準ではないだろうことがわかる。ただし、この山は道士の劉奉林が鶴に乗って昇仙した場所²とされている。洞天福地の記述には「○○上昇處」といった記述が多くみえる。山の上から上昇すると考えると、山そのものにも意味がある。劉奉林は『真誥』にその名をみることができ、その由来は古い。

洞天の記述には「委羽山洞」（唐・司馬承禎（647～735）『天地宮府図』〔宋・張君房³『雲笈七籤』卷二十七所収〕）のように「山」をつけてあらわす場合と、「委羽洞」（唐・杜光庭（850?～933）『洞天福地岳瀆名山記』〔『道藏』所収〕）のように「山」の文字の入らない場合がある。杜光庭が「山」をはずしているのは、彼が洞天を山と切り離して考えようとしていたことと関係するだろう。

委羽山と関連する神仙としては、さきにあげた劉奉林、それに司馬季主、青童君⁴などがいる。司馬季主は劍解という尸解の方法をつかって昇仙したとされ、その場所が洞であった。隆安三年（399）と記されている『紫陽真人内伝⁵』にすでにその名がみえる。青童君は、陶弘景纂・閭丘方遠校定『洞玄靈寶真靈位業図』の「第三中位…左位…朱火丹靈宮龔仲陽幼陽（兄弟二人受道於

1 委羽山は、浙江省黄岩市にある。十大洞天の中には西城山のように所在不明なものもあるが、委羽山はそうではない。委羽山の現況に関しては、拙稿「委羽山探訪記」（本誌所収）を参照。

2 委羽山の頂にある騎鳴宮の老婆に直接、聞いた話。文献にはでてこないようだ。

3 生没年不詳。真宗（998～1022 在位）から仁宗（1023～1063 在位）の頃の道士。『道教事典』、平河出版社、一九九四年、「張君房（楠山春樹氏執筆）」参照。

4 神塚淑子「方諸青童君をめぐる 六朝上清派道教の一考察」、『東方宗教』76号、日本道教学会、一九九〇年、日本道教学会を参照。

5 撰者不詳だが、隆安三年（399）という年号が記されている。『雲笈七籤』卷一百六にもみえる。

青童君)」にみえ、『真誥』にもみえる。

謝靈運（385～433）の羅浮山賦（『芸文類聚』巻七所収）に「洞天有九此惟七」とあり、すでに「洞天」という言葉があり、それが「九つ」とされていたことがわかる。羅浮山賦では残りの洞天のことは記されていない。『真誥』稽神樞では「地中之洞天三十六所」とあり、すでに三十六洞天とみなしうるものがある。その八番目に「句曲山之洞」があり、「週廻一百五十里、名曰金壇華陽之天」と周囲の里数と洞天の名が記されている。この記述の形式は司馬承禎の『天地宮府図』に、ほぼそのまま踏襲されている。ところが、この「句曲山之洞」は、司馬承禎により十大洞天の8番目「句曲山洞」、杜光庭により、やはり十大洞天の8番目の「句曲洞」とされており、司馬承禎のあげる三十六小洞天や杜光庭の三十六洞天の中には含まれていないのである。

道教に限ったことではないが、中国のさまざまなものは、理念が優先されるようにみえることが多い。その場合、象徴的な数字が使われている。ここにみえる「九」「三十六」「十」、それに、あとで少しとりあげる七十二福地の「七十二」などもよく使われる数字である。ここではその問題を「十大洞天」の「大」と「三十六小洞天」の「小」ともからめて考察したい。

洞天の描写は『真誥』稽神樞に説かれている。また、隋唐の小説の中に洞穴に関する描写⁶がある。それらと委羽山志にみえる洞天の様子も比較検討してみたい。⁷

一、十大洞天

十大洞天の記述は、司馬承禎の『天地宮府図』と杜光庭の『洞天福地岳瀆名山記』にみえる。どちらも唐代の人物だが、司馬承禎の方が、二百年ほど早い。内容はよく似ており、杜光庭が司馬承禎の説を踏襲しているのは明らかであるが、微妙なところが異なっている。異なる部分には、杜光庭の意見が含まれているのであろう。

以下の表では上段に司馬承禎の『天地宮府図』、下段に杜光庭の『洞天福地岳瀆名山記』を配し、比較しやすいように試みた。⁸

6 拙稿「仙穴考—『列仙傳』の邛子をめぐって」、「人文学論集」第25集、大阪府立大学人文学会、二〇〇八年を参照。

7 鈴木健郎「「洞天」の基礎的考察」田中文雄 テリー・クリーマン編『道教と共生思想』大河書房、二〇〇九年。

8 洞庭湖はふつう湖南省のものをさすことが多いが、三浦國雄「洞庭湖と洞庭山」（『中国人のトポス』平凡社選書127、一九八八年）は、この洞庭が本来、江蘇省呉県の太湖の洞庭山だということを論じている。「洞天福地小論」（『東方宗教』第61号、日本道教学会、一九八三年）にも記される。

	洞名	天名	周廻	廣	羣仙統治	州	縣	備考
								※上段 司馬承禎『天地宮府図』十大洞天 太上曰十大洞天者處天地名山之間是上天遣之所
								※下段 杜光庭『洞天福地岳瀆名山記』
第一	王屋山洞	小有清虛之天	周廻萬里		屬西城王君治之	洛陽河陽兩界去王屋縣六十里		※『紫陽真人内伝』、陶弘景撰『周氏冥通記』卷之四に王屋山
	王屋洞	小有清虛天	周廻萬里		五褒所理	洛州	王屋縣	
第二	委羽山洞	大有空明之天	周廻萬里		青童君治之	台州黄巖縣去縣三十里		※『紫陽真人内伝』に青真小童君、『真誥』卷之六に方諸青童君
	委羽洞	大有虛明天	周廻萬里		司馬季主所理	武州		※『紫陽真人内伝』、『真誥』卷之五に司馬季主、『洞玄靈寶真靈位業図』の第三中位の右位にも司馬季主
第三	西城山洞	太玄惣真之天	周廻三千里		是屬上宰王君治之			未詳在所、登真隱訣云、疑終南太一山
	西城洞	太玄總真天	周廻三千里		王方平所理	蜀州		
第四	西玄山洞	三元極真洞天	周廻三千里					恐非人跡所及、莫知其所在
	西玄洞	三玄極真天		廣二千里	裴君所理	金州		
第五	青城山洞	寶仙九室之洞天	周廻二千里		屬青城丈人治之	蜀州	青城縣	
	青城洞	寶仙九室天		廣二千里	甯真君所理	蜀州	青城縣	
第六	赤城山洞	上清玉平之洞天	周廻三百里		屬玄洲仙伯治之	台州	唐興縣	※『周氏冥通記』卷之一に赤城
	赤城洞	上玉清平天		廣八百里	王君所理	台州	唐興縣	
第七	羅浮山洞	朱明曜真之洞天	周廻五百里		屬青精先生治之	循州	博羅縣	
	羅浮洞	朱明曜真天		廣一千里	葛洪所理	修州	博羅縣	
第八	句曲山洞	金壇華陽之洞天	周廻一百五十里		屬紫陽真人治之	潤州	句容縣	※『真誥』卷十一稽神樞、『洞玄靈寶真靈位業図』、『周氏冥通記』卷之三に句曲山
	句曲洞	金壇華陽天		廣百五十里	茅君所理	潤州	句容縣	

第九	林屋山洞	佐神幽虚 之洞天	周廻四百 里		屬北嶽真人 治之			在洞庭湖口 ※『洞玄靈宝真靈位業図』、『周 氏冥通記』卷之三に林屋山
	林屋洞	左神幽墟 天		廣四百里	龍威丈人所 理	蘇州	吳縣	
第十	括蒼山洞	成德隱玄 之洞天	周廻三百 里		屬北海公消 子治之	處州	樂安縣	※『洞玄靈宝真靈位業図』に括 蒼
	括蒼洞	成德隱真 天		廣三百里	平仲節所理	台州	樂安縣	

ここでは、まず異なるところを指摘してみよう。『天地宮府図』では、第一王屋山洞、第二委羽山洞、第三西城山洞、第四西玄山洞、第五青城山洞、第六赤城山洞、第七羅浮山洞、第八句曲山洞、第九林屋山洞、第十括倉山洞と、すべて「山」の文字が入っている。それに対して『洞天福地岳瀆名山記』では、王屋洞、委羽洞、西城洞、西玄洞、青城洞、赤城洞、羅浮洞、句曲洞、林屋洞、括倉洞とすべて、「山」の文字がはずされている。そのみならず、『洞天福地岳瀆名山記』の十大洞天では、山の文字は一つも使われていないのである。これは意図的に「山」を外しているのであろう。

あと、『天地宮府図』の最初の三つ、小有清虚之天、大有空明之天、太玄惣真之天は『洞天福地岳瀆名山記』でも、小有清虚天、大有虚明天、太玄総真天と「天」であり、共通する。しかし、第四以下では『天地宮府図』は三元極真洞天のように「洞天」とされているものが、『洞天福地岳瀆名山記』では三玄極真天のように「天」となっている。「天」と「洞天」は区別されているのであろう。また、『洞天福地岳瀆名山記』では、たとえば、委羽洞、大有虚明天のように前後をあわせると「洞天」となるように考えられているようである。

以下、『洞天福地岳瀆名山記』の記述にもとづいていえば、洞名には城が3つ（西城洞・青城洞・赤城洞）、屋が2つ（王屋洞・林屋洞）、西が2つ（西城洞・西玄洞）使用されている。城は城市、屋は室屋のイメージがある。また青（青城洞）、赤（赤城洞）、蒼（括蒼洞）と色と関わる洞名があるが、五行の色すべてではなく、また五行の方角と対応しているわけでもない。

天名は、「真」のつくものが4つ（太玄総真天・三玄極真天・朱明曜真天・成德隠真天）ある。「真」は「真人」の「真」で、道教とかかわりの深い語である。「虚」のつくものが2つ（小有清虚天、大有虚明天）。「虚」は空虚で、広い空間をイメージさせる。洞の内部が広いことを喩えているようにみえる。「玄」のつくものも2つ（太玄総真天、三玄極真天）。「玄」は『老子道德経』に見える語である。「明」のつくものも2つ（大有虚明天、朱明曜真天）。「明」には、開けた明るい空間のイメージがある。あと「有」も二箇所みえる（小有清虚天・大有虚明天）。小有清虚天と大有虚明天は明らかに関連する名である。大有虚明天は委羽山志では、「大有空明之天」とある。

また洞の周囲に関して、『天地宮府図』は、すべて周廻萬里であるが、『洞天福地岳瀆名山記』では「周廻」と「廣」が使用されている。「周廻」は周囲と同様の意味で、「廣」は最大幅であろう。そのため、周廻三千里は広さ二千里の周廻よりも大きいとはいえない。最初の3つは周廻であらわされ、あとの7つは廣であらわされている。第八の句曲洞が廣百五十里で、もっとも狭い。第八以外は、里の大きさ順に並べられている。つまり、例外はあるものの第一から第十までの天

は、おおむね、大きさ順に並べられているということになる。周廻としてあらわされる最初の3つを比べてみよう。「第一王屋洞、小有清虚天、周廻萬里」、「第二委羽洞、大有虚明天、周廻萬里」であり、いずれも周廻萬里である。「第三西城洞、太玄總真天、周廻三千里」は周廻三千里であり、これだけが小さい。第一と第二は、ともに周廻萬里ではあるものの、第一は「小有清虚天」で第二は「大有虚明天」であるため、むしろ、第二の方が大きいイメージがある。

『天地宮府図』は『雲笈七籤』洞天福地に収録されているが、十大洞天、三十六小洞天、七十二福地の三つに分類されている。一方、『洞天福地岳瀆名山記』は岳瀆衆山（十洲三島五岳諸山）、中国五岳、十大洞天、五鎮海瀆、三十六靖廬、三十六洞天、七十二福地、靈化二十四と細かく分類されている。十大洞天的部分には、洞天を十あげたのちに最後の部分に、「右十大洞天、五嶽皆高、眞上仙主統以福天下、以統衆神也」とされている。これはかなりレベルの高い洞天といえる。三十六洞天の部分は、本文では番号もなく、三十六の洞天が羅列されているのみであるが、しかし、序文には「龜山玉經云、大天之内有洞天三十六、別有日月星辰」とあり、洞天のイメージとしては、それぞれが、日月星辰をもつ一つの世界を形成している。

委羽山を統治する神仙に関していえば、『天地宮府図』は「青童君治之」で、『洞天福地岳瀆名山記』は「司馬季主所理」とある。青童君も司馬季主も『真誥』などにみえる神仙であるが、それらについては以下、考察する。

二、三十六洞天

ここでは三十六洞天と、それに先行すると思われる『紫陽真人内伝』からあげてみよう。

紫陽真人は、周義山、字は季通とされているが、さまざまな山などを訪れ、神仙に出会い、経典をさずかったことが記される。さきにみた十大洞天で第八の句曲山洞、金壇華陽之洞天で「屬紫陽真人治之」とみえる。

『紫陽真人内伝』では、「…西登白空山、遇沙野帛先生、受泰清上經、退登峨眉山入中空洞金府、遇紙先生受太丹隱書八稟十訣…」といった形で、山、神仙、経典が記されている。また先にも指摘したように、委羽山と司馬季主の名もみえる。これを簡単に整理してみたい。

紫陽真人内伝の山・神仙・経典⁹

	山・野		神仙	経典等	備考
1	西登白空山		沙野帛先生	泰清上經	※数字は便宜的につけたもの。総数はあげられていない。
2	登峨眉山	中空洞金府	帛先生	太丹隱書八稟十訣	
3	退登岷山		陰先生	九赤斑符	
4	登岐山		臧延甫	憂樂曲素訣	
5	登梁山		淮南子成	天関三図	
6	登牛首山		張子房	太清真經	
7	登九嶷山		李伯陽	李氏幽經	
8	遊登鍾山		高丘子	金丹方二十七首	※三十六小洞天之第三十一に鍾山
9	登鶴鳴山		陽安君	金液丹經・九鼎神丹図	

9 王喬および赤松子については、拙稿「松喬考―赤松子と王子喬の伝説について―」、「大阪府立大学紀要」人文・社会科学 40 巻、一九九二年を参照。

10	登猛山		青精先生	黄素伝	
11	登陸渾山	潛入伊水洞室	李子耳	隱地八術	
12	登戎山		趙伯玄	三九素語	
13	登陽洛山		幼陽君	青陽紫書三五順行	
14	登霍山		司命君	經命青図・上皇氏紀籍	
15	登烏鼠山		墨翟子	紫度炎光内視図	
16	登曜名山		太帝候夜神童	金根之經	
17	登委羽山		司馬季主	石精金光藏景化形	※『洞天福地岳瀆名山記』の十大洞天の二番目に「委羽洞…司馬季主所理」とみえる
18	登大庭山		劉子先	七変神法	
19	登都廣登建木		谷希子	黄気之法・太空之術・陽精三道之要	
20	登桐栢山		王喬	奏丹符	※桐栢山は『天地宮府図』第四十四、『洞天福地岳瀆名山記』44の福地
21	登太華山		南岳赤松子	上元真書	
22	登太冥山		九老仙都君	黄水月華四真法	
23	登合梨山		皇人	八素真人經・太上隱書	
24	登景山		黄台万畢先生	九真中經	
25	登玄龍羽野		玉童十人・九氣丈人	白羽紫蓋服黄水月華法	
26	到桑林登扶廣山		青真小童君	金書秘字	※青真小童君は、青童君
27	退南行朱火登丹陵山		龔仲陽	仙忌真記	
28	西遊登空山		无英君		西棕洞房中、无英君處

登った山、遇った神仙などを基準にすれば28だが、受けた経典などを基準にすると27である。ただし、最初から「三十六洞天」のような言い方はされておらず、たんに登るだけではなく、「到桑林登扶廣山」や「退南行朱火登丹陵山」、「西遊登空山」など具体的なルートをイメージさせる文章があることを考えると、実際に山を移動しているようにみえる。十大洞天と重なるのは委羽山のみ、三十六小洞天と重なるのも鍾山のみ。あとは霍山と桐栢山が福地である。ここでは、山を移動して、神仙に会い、経典などを受けることが記されている。「潛入伊水洞室」や「西眼洞房中」など洞天をイメージさせる文章もみえる。

『紫陽真人内伝』の別の箇所では、「…登王屋山、發洞門、入丹室、大遇仙人、…復登王屋山、遇黄光生、受黄素神方、五帝六甲左右靈飛之書四十四訣」とみえ、十大洞天の王屋山のことが記される。また「登嵩高山、入洞門、遇中央黄老君、遊觀丹城、潛行洞庭、合會仙人、在嵩高山太室洞門之内…」とみえる。太室は嵩山の太室山のことであるが、ここでは洞門や洞庭という語とともに語られている。なお嵩山は、三十六小洞天の六番目に配されている。

これらの記述をみると、『紫陽真人内伝』には「洞天」という言葉こそ見えないものの、洞門、洞室、洞庭といったかぎりなく洞天に近い言葉があらわれていることがわかる。またここには、十大洞天、三十六小洞天、七十二福地にみえる十、三十六、七十二といった理念的な数字があらわれていない。これは理念が先行し、十、三十六、七十二といった型枠に嵌め込む前の実際的な経験による記述のようにみえる。

けれども、これらの記述が元になり、『真誥』にみえる洞天三十六所が形成されていくよう

にも思われる。

『真誥』 卷十一稽神枢に、

大天之内有地中之洞天三十六所、其第八是句曲山之洞、週廻一百五十里、名曰金壇華陽之天

とみえる。

この「地中之洞天三十六」という記述は、陶弘景のころには、洞天は 36 であったのではないかと推測させる。そこでは「句曲山之洞」が八番目とされているが、これは十大洞天之八番目に位置している。

一方、三十六洞天は、司馬承禎『天地宮府図』では三十六小洞天という。「小」をつけるのは、「十大洞天」を「大」としたことと関連するであろう。ここでは簡単に図表にして、その異同について考察したい。

三十六小洞天

	五嶽	山	周廻・里	洞天	京兆他	州	縣	上仙所統治	備考
									※上段 司馬承禎『天地宮府図』三十六小洞天 太上曰、其次三十六小洞天在諸名山之中、亦上仙所統治之處也
									※下段 杜光庭『洞天福地岳瀆名山記』三十六洞天
第一		霍桐山洞	周廻三千里	霍林洞天		福州	長溪縣	屬仙人王緯	
1		霍童山	三千里	霍林洞天		福州	長溪縣	蒞治之	1～36 は便宜上の数字
第二	東嶽		周廻一千里	蓬萊洞天		兗州	乾封縣	山圖公子治之	
2		太山	一千里	蓬玄洞天		兗州	乾封縣		
第三	南嶽	衡山洞	周廻七百里	朱陵洞天		衡州	衡山縣	仙人石長生治之	
3		衡山	七百里	朱陵洞天		衡州	衡山縣		
第四	西嶽	華山洞	周廻三百里	惣仙洞天		華州	華陰縣	真人惠車子主之	
4	西嶽	華山	三百里	總真洞天					
第五	北嶽	常山洞	周廻三千里	惣萊洞天		恒州常山	曲陽縣	真人鄭子真治之	
5	北嶽	常山	一千里	總玄洞天					
第六		中嶽嵩山洞	周廻三千里	司馬洞天	東都		登封縣	仙人鄧雲山治之	
6		嵩山	三千里	司真洞天					
第七		峨嵋山洞	周廻三百里	虛陵洞天		嘉州	峨嵋縣	真人唐覽治之	

7		峨嵋山	三百里	虛陵太妙 洞天		嘉州	峨嵋縣		
第八		廬山洞	周廻一百八 十里	洞靈真天		江州	德安縣	真人周正時 治之	※『洞玄靈寶真靈 位業圖』に廬山
8		廬山	三百里	洞虛詠真 洞天		江州	潯陽縣	九天使者	
第九		四明山洞	周廻一百八 十里	丹山赤水 天		越州	上虞縣	真人刁道林 治之	
9		四明山	一百八十里	丹山赤水 洞天		越州	餘姚縣	劉樊得道	
第十		會稽山洞	周廻三百五 十里	極楽大元 天		越州	山陰縣	仙人郭華治 之	
10		會稽山	三百里	極玄陽明 洞天		越州	鏡湖中 會稽縣	夏禹探書	
第十一		太白山洞	周廻五百里	茉徳洞天	京兆府		長安縣 連終南山	仙人張季連 治之	※『列仙伝』巻下 に太白山
11		方白山	五百里	徳玄洞天	京兆		藍屋縣		太上所現壇
第十二		西山洞	周廻三百里	天柱寶極 天		洪州	南昌縣	真人唐公成 治之	
12		西山	三百里	天寶極玄 洞天		洪州	南昌縣	洪崖所居	
第十三		小瀋山洞	周廻三百里	好生茉上 天		潭州	醴陵縣	仙人花丘林 治之	
13		大圍山	三百里	好生上元 洞天		潭州	醴陵縣	傳天師所居 石室仙壇	
第十四		灊山洞	周廻八十里	天柱司茉 天		舒州	懷寧縣	仙人稷丘子 治之	※『列仙伝』巻上 に潜山
14		潜山	一千三百里	天柱司玄 洞天		舒州	桐城縣	九天司命	
第十五		鬼谷山洞	周廻七十里	貴茉司真 天		信州	貴溪縣	真人崔文子 治之	
15		武夷山	百二十里	昇真化玄 洞天		建州	建陽縣	毛竹武夷君	
第十六		武夷山洞	周廻一百二 十里	真昇化茉 天		建州	建陽縣	真人劉少公 治之	
16		鬼谷山	七十里	貴玄思真 洞天		信州	貴溪縣		
第十七		玉笥山洞	周廻一百三 十里	太茉法樂 天		吉州	永新縣	真人梁伯鸞 治之	
17		華蓋山	四千里	容城太玉 洞天		温州	永嘉縣		
第十八		華蓋山洞	周廻四十里	容成大玉 天		温州	永嘉縣	仙人羊公修 治之	
18		玉笥山	百二十里	太秀法樂 洞天		吉州	新淦縣		
第十九		蓋竹山洞	周廻八十里	長耀寶光 天		台州	黃巖縣	屬仙人商丘 子治之	※『洞玄靈寶真靈 位業圖』に蓋竹山
19		蓋竹山	八十里	長耀寶光 洞天		台州	黃巖縣	葛仙公所居	※『洞玄靈寶真靈 位業圖』に蓋竹山
第二十		都嶠山洞	周廻一百八 十里	寶茉洞天		容州	普寧縣	仙人劉根治 之	
20		都嶠山	八十里	太上寶玄 洞天		容州			

第二十一		白石山洞	周廻七十里	秀樂長眞天		鬱林州 南海之南也又云和州容州	含山縣	是白真人治之	
21		白石山	七十里	秀樂長眞洞天		容州	北源		
第二十二		句漏山洞	周廻四十里	玉闕寶圭天		容州	北流縣	屬仙人饒真人治之	
22		句漏山	三十里	玉闕寶圭洞天		容州			有石室丹井
第二十三		九疑山洞	周廻三千里	朝眞太虛天		道州	延唐縣	仙人嚴眞青治之	※『洞玄靈寶眞靈位業圖』に九疑山
23		九疑山	三十里	湘眞太虛洞天		道州	延唐縣		
第二十四		洞陽山洞	周廻一百五十里	洞陽隱觀天		潭州	長沙縣	劉真人治之	
24		洞陽山	百五十里	洞陽隱觀洞天		潭州	長沙縣		
第二十五		幕阜山洞	周廻一百八十里	葉眞太元天		鄂州	唐年縣	屬陳真人治之	
25		幕阜山	二百里	玄眞太元洞天		鄂州	唐軍縣	吳猛上昇處	
第二十六		大西山洞	周廻一百里	大西華妙天		去辰州七十里辰州界		尹真人治之	
26		大西山	一百里	大西華妙洞天					
第二十七		金庭山洞	周廻三百里	金庭崇妙天		越州	剡縣	屬趙仙伯治之	
27		金庭山	三百里	金庭崇妙洞天		越州	剡縣	褚伯玉沈休文居之	
第二十八		麻姑山洞	周廻一百五十里	丹霞天		撫州	南城縣	屬王真人治之	
28		麻姑山	一百五十里	丹霞洞天		撫州	南城縣	麻姑上昇	
第二十九		仙都山洞	周廻三百里	仙都祈仙天		處州	縉雲縣	屬趙真人治之	
29		仙都山	三百里	仙都祈仙洞天		處州	縉雲縣	黃帝上昇	
第三十		青田山洞	周廻四十五里	青田大鶴天		處州	青田縣	屬傅真人治之	
30		青田山	四十里	青田大鶴洞天		處州	青田縣	葉天師居之	
第三十一		鍾山洞	周廻一百里	朱日太生天		潤州	上元縣	屬龔真人治之	※郭璞注『穆天子傳』卷之二に鍾山。『紫陽真人内伝』にも鍾山。
31		天柱山	一百里	大滌玄蓋洞天		杭州	餘杭縣	天柱觀	
第三十二		良常山洞	周廻三十里	良常方會洞天		潤州	句容縣	屬李真人治之	※『周氏冥通記』卷之一に良常山
32		鍾山	一百里	朱湖太生洞天		潤州	上元縣		※郭璞注『穆天子傳』卷之二に鍾山。『紫陽真人内伝』にも鍾山。

第三十三		紫蓋山洞	周廻八十里	紫葉洞照天		荊州	當陽縣	屬公羽真人治之	
33		良常山	三十里	良常方會洞天				茅山東北中茅君所居	※『周氏冥通記』卷之一に良常山
第三十四		天目山洞	周廻一百里	天蓋滌菜天		杭州	餘杭縣	屬姜真人治之	
34		桃源山	七十里	白馬玄光洞天		朗州	武陵縣		
第三十五		桃源山洞	周廻七十里	白馬菜光天		朗洲	武陵縣	屬謝真人治之	
35		金華山	五十里	金華洞元洞天		婺州	金華縣	有皇初平赤松觀	
第三十六		金華山洞	周廻五十里	金華洞元天		婺州	金華縣	屬戴真人治之	
36		紫蓋山	八十里	紫玄洞盟洞天		韶州	曲江縣		

『天地宮府図』は「三十六小洞天」だが、『洞天福地岳瀆名山記』は三十六洞天である。『洞天福地岳瀆名山記』には洞天之順を示す番号は振られておらず、1～36は便宜上つけたものである。『洞天福地岳瀆名山記』の十大洞天との大きな差異は、十大洞天には山の名が全く記されていないのに、ここは、山の名から始まっていることである。また十大洞天では、「洞」と「天」が区別されていたのが、ここでは「洞天」という熟語として扱われている。また十大洞天では、「周廻」「廣」と区別されて、〇〇里と表されていたものが、ここでは、「周廻」「廣」といった区別を記す語は何もなく、たんに〇〇里と記されている。四千里（華蓋山容城太玉洞天）、三千里（霍童山霍林洞天、嵩山司真洞天）、一千三百里（潜山天柱司玄洞天）等、大きなものもあるが、三十里（句漏山玉闕宝圭洞天、九疑山湘真太虚洞天、良常山良常方会洞天）、五十里（金華山金華洞元洞天）のように、小さなものもあり、全体としては、小さい印象がある。平均は約四百九十六里である。なお十大洞天の方は周廻の平均は七千六百六十七里で、「廣」の平均は九百五十である。あと十大洞天にあった、神仙道士が理める所という記述が全くない。そのかわりに、「所居（洪崖所居、傅天師所居、葛仙公所居、中茅君所居）」や「居之（褚伯玉沈休文居之、葉天師居之）」という記述があり、さらに「上昇（呉猛上昇處、麻姑上昇、黃帝上昇）」という語さえみえる。上昇というのは当然、天界に昇るということであろう。『抱朴子』論仙の「按仙經云、上士舉形昇虚、謂之天仙。中士遊於名山、謂之地仙。下士先死後蛻、謂之尸解仙」とある中の「上士舉形昇虚、謂之天仙」によく似ている。これをみれば、洞天は上昇するまでの仮の世界のようにみえる。

三、七十二福地

『天地宮府図』の第四東仙源に「台州黄巖縣、屬地仙劉奉林治之」とあり、劉奉林のことが出てくる。しかし、ここは委羽山とは別の場所である。以下、『天地宮府図』と『洞天福地岳瀆名山記』を対照させた図をあげる。

	山・源・ 坑・洞・ 巖・墟・ 岑・池・ 嶺・壇・ 峯・谷・ 井		府	州	縣	上仙所統治	備考
							※上段は司馬承禎『天地宮府図』 ※下段は杜光庭『洞天福地岳瀆名山記』『天地宮府図』1～72は 便宜上つけた
第一 1	地肺山 地肺山 洞靈	在茅山	江寧府		句容縣	真人謝允治之	界昔陶隱居幽栖之處 ※『真誥』卷之十一稽神樞に地肺 有紫陽觀乃許長史宅
第二 2	蓋竹山 石礪源			衡州 台州	仙都縣 黃巖縣	真人施存治之	嶠嶺
第三 3	仙礪山			温州	梁城縣 十五里	真人張重華治之	近白溪草市
第四 4	東仙源 南田			温州 台州	黃巖縣	屬地仙劉奉林治之	白溪 青田
第五 5	西仙源 玉瑠山			台州 温州	黃巖縣	屬地仙張兆期治之	嶠嶺一百二十里 海中
第六 6	南田山 青嶼山					屬劉真人治之	在東海東舟船往來可到 在東海口
第七 7	玉溜山 嵯峒山			夏州		屬地仙許邁治之	在東海近蓬萊島、上多眞仙居之 黃帝所到
第八 8	清嶼山 郁木坑			吉州		真人劉子光治之	在東海之西、與扶桑相接
第九 9	郁木洞 玉筍山	在玉筍 山南				屬地仙赤魯班主之	是蕭子雲侍郎隱處、至今陰雨、猶 聞絲竹之音、往往樵人遇之 玉梁觀乃蕭子雲宅
第十 10	丹霞洞 武當山	在麻姑 山		均州		屬蔡真人治之	是蔡經真人得道之處、至今雨夜多 聞鐘磬之聲
第十一 11	君山 七十一 洞君山	在洞庭 青草湖 中		岳州		屬地仙侯生所治	青草湖中
第十二 12	大若巖 桂源			温州	永嘉縣東 一百二十 里	屬地仙李方回治之	
第十三 13	焦源 抱福山			連州 建州	建陽縣北		是尹真人隱處 廖先生宅
第十四 14	靈墟 靈墟			台州 台州	唐興縣北		是白雲先生隱處
第十五 15	沃州 天台山			越州	剡縣南	屬真人方明所治之	司馬天師居處
第十六 16	天姥岑 沃洲				在剡縣南 剡縣	屬真人魏顯仁治之	
第十七 17	若耶溪			越州	會稽縣南	屬真人山世遠所治 之	天台南劉阮迷路處 別名紫微山 南樵風徑
第十八 18	天姥岑 金庭山			台州	巢縣	屬馬仙人治之	大仙壇
第十九 19	若耶溪 清遠山			廬州 越州	清遠縣	屬陰真人治之	安期先生隱處
第二十 20	巫山 安山			夔州 交州北		屬先生治之	

20 第 二十一	清遠山 馬嶺山			婺州 郴州		屬真人力牧主之	浦陽縣 郭内水東蘇耽隱處
21 第 二十二	東白山 鵝羊山			交州 潭州	長沙縣		安期先生居處 婁駕先生所隱處
22 第 二十三	安山 洞真墟	西嶽		交州 潭州	長沙縣	真人韓終所治之處	安期先生居處
23 第 二十四	馬嶺 青玉壇	在南嶽 祝融峰 西		郴州		青鳥公治之	蘇耽上昇處
24 第 二十五	鵝羊山 光天壇	在衡嶽 西源頭 南嶽			長沙縣	鳳真人所治之處	許君斬蜚處
25 第 二十六	洞真壇 洞靈源	在南嶽 招仙觀			長沙		觀西鄧先生所隱地也
26 第 二十七	祝融峯 洞宮 洞宮山				長沙北		
27 第 二十八	玉清壇 陶山			建州		黃山公主之	關隸鎮五嶺里
28 第 二十九	洞靈源 三皇井			衡州 溫州	橫陽縣	真人鮑察所治處	南嶽招仙觀上峯
29 第三十	陶山 爛柯山			溫州 衢州	安固縣 信安縣		真白先生修藥處 王質先生隱處
30 第 三十一	爛柯山 勒溪			衢州 建州	信安縣 建陽縣東		是孔子遺硯之所
31 第 三十二	龍虎山 龍虎山			信州 信州	貴溪縣 貴溪縣	仙人張巨君主之	天師宅
32 第 三十三	勒溪 靈山			建州 信州	建陽縣 上饒縣北	墨真人治之	
33 第 三十四	靈應山 泉源	在羅浮 山中		饒州北		仙人華子期治之	施真人宅
34 第 三十五	白水源 金精山			龍州 虔州	虔化縣	仇季子治之	
35 第 三十六	金精山 閭皂山			虔州 吉州	虔化縣 新淦縣	郭真人所治處	張女真修道處
36 第 三十七	閭皂山 始豐山			吉州 洪州	新淦縣 豐城縣	尹真人所治之地	天師行化
37 第 三十八	始豐山 逍遙山			洪州 洪州	豐城縣 南昌縣	徐真人治之地	
38 第 三十九	逍遙山 東白源			洪州 洪州		劉仙人所治之地	連西山許真君修道處
39 第 四十	東白源			洪州	新吳縣		鍾真人宅

第四十 40	鉢池山 鉢池 論山			楚州 楚州北			王喬得道之處 王真人修道處
第四十一 41	論山			潤州	丹徒縣	是終真人治之	
第四十二 42	毛公壇			蘇州	長洲縣	屬莊仙人修道之所	
第四十三 43	毛公壇			蘇州			洞庭湖中包山七十二壇劉根先生修道處
第四十四 44	雞籠山			和州	歷陽縣	屬郭真人治之	
第四十五 45	九華山			池州	青陽縣		寶真人上昇處
第四十六 46	桐栢山			唐州	桐栢縣	屬李仙君所治之處	
第四十七 47	桐栢山			唐州	桐栢縣		淮水上源。※『紫陽真人内伝』に桐栢山
第四十八 48	平都山			忠州			是陰眞君上昇之處
第四十九 49	平都山			忠州	酆都縣		陰君上昇處
第五十 50	綠蘿山			朗州	武陵縣		接桃源界
第五十一 51	綠蘿山						常德武陵北
第五十二 52	虎溪山			江州	南彭澤縣		是五柳先生隱處
第五十三 53	章觀山			澧州	澧陽縣		
第五十四 54	彰龍山			潭州	澧陵縣北	屬臧先生治之	
第五十五 55	抱犢山			潞州			上黨莊周所居
第五十六 56	抱福山			連州	連山縣	屬范真人所治處	
第五十七 57	大面山			蜀州			青城山羅眞人所居
第五十八 58	大面山			益州	成都縣	屬仙人栢成子治之	
第五十九 59	虎溪			湖州	安吉縣		方真人修道處
第六十 60	元晨山			江州	都昌縣	孫真人安期生治之	
第六十一 61	元晨山			江州	都昌縣		
第六十二 62	馬跡山			饒州	鄱陽縣	眞人子州所治之處	
第六十三 63	馬跡山			舒州			王先生修洞淵法處
第六十四 64	德山			朗州	武陵縣	仙人張巨君治之	
第六十五 65	德山			朗州	武陵縣		善卷先生居古名枉山
第六十六 66	高溪藍			雍州	藍田縣		並太上所遊處
第六十七 67	水山			和州	歷陽縣		
第六十八 68	籠山				藍田縣	屬地仙張兆期所治之處	
第六十九 69	藍水		西都		藍田縣		
第七十 70	王峯				藍田縣		
第七十一 71	玉峰				在西都京兆縣	屬仙人栢戸治之	
第七十二 72	商谷			商州	上洛縣		四皓所隱處(※『史記』)
第七十三 73	天柱山			枕州	於潛縣	屬地仙王伯元治之	
第七十四 74	陽羨山			常州	義興縣		張公洞
第七十五 75	商谷山			商州			是四皓仙人隱處
第七十六 76	長白山			兗州			
第七十七 77	張公洞			常州	宜興縣	眞人康桑治之	
第七十八 78							

59	中條山				河中永樂縣		候真人上昇
第六十	司馬悔山			台州		是李明仙人所治處	天台山北
60	霍山			壽州			※『紫陽真人内伝』に霍山
第六十一	長在山			齊州	長山縣	是毛真人治之	
61	雲山			朗州	武陵縣		
第六十二	中條山		河中府		虞鄉縣		趙仙人治處
62	四明山			梨州			魏道微上昇處
第六十三	茭湖魚			西古姚州			始皇先生魯隱此處
63	澄洞 緱氏山			洛州	緱氏縣		子晋上昇處(※『列仙伝』太子晋=王子喬)
第六十四	綿竹山			在漢州	綿竹縣	是瓊華夫人治之	
64	臨邛山			邛州	臨邛縣		白鶴山相如所居
第六十五	瀘水			西梁州		是仙人安公治之	
65	少室山						河南府連中嶽
第六十六	甘山	在黔南				是寧真人治處	
66	太若巖			温州	永嘉縣		貞白先生修真誥(※陶弘景 456～536)
第六十七	琨山			在漢州		是赤須先生治之	
67	處山			萊州			嶗山仙公會真處
第六十八	金城山	在古限 戍又云 石戍				是石真人所治之處	
68	西白山			越州	剡縣		趙廣信上昇處
第六十九	雲山			邵州	武剛縣	屬仙人盧生治之	
69	天印山			昇州	上元縣		洞玄觀仙公行化處
第七十	北邙山		東都		洛陽縣	屬魏真人治之	
70	金城山						雲中郡
第七十一	廬山			福州	連江縣	屬謝真人治之	
71	三皇井			温州			仙巖山
第七十二	東海山			海州東 二十五 里		屬王真人治之	
72	沃壤			海州	東海縣		二疎修道處

七十二福地については「山」がもっとも多い。峯・嶺・岑・巖は山に近い。源・池・谷・井は水に関係がある。洞・坑・墟は、洞窟をイメージさせる。丹霞洞や魚澄洞など、洞のつくものが、十大洞天にも、三十六小洞天にも入っていないのは、理念的な数字と、実際がずれているからであろう。なお『天地宮府図』には統治する上仙の名が記されているが、『洞天福地岳瀆名山記』の方には記されていない。

四、司馬季主と委羽山の洞

『紫陽真人内伝』には、隆安三年（399）の「写字生の識語」¹⁰があり、「洞窟内の別天地としての洞天觀念でいうならば、現存の文献で徴しうる最も早い出現」¹¹とされている。ここに、

…乃登委羽山、遇司馬季主、受石精金光藏景化形

とみえる。

「藏景化形」法というのは、「すがた景を藏し形を化す」ということであろう。
のちに記す顧歆の『道迹靈仙記』には、さらに詳しく紹介されている。
『洞天福地岳瀆名山記』の十大洞天には、

第二委羽洞、大有虚明天、周廻萬里、司馬季主所理、在武州

とあり、委羽洞は司馬季主が治めていたとされる。

この司馬季主は、顧歆の『道迹靈仙記』に委羽山の石室にいたという話が記される。

司馬季主後入委羽山石室大有宮中、受石精金光藏景化形法於西靈子都、西靈子都者、太玄仙女也。其同時今在大有室中者、廣甯鮑叔陽、太原王養伯、潁川劉瑋惠、岱郡段季正、俱受師西靈子都之道也。季主臨去之際、託形枕席爲代己之像、墓在蜀郡成都升盤山之南、諸葛武侯、昔建碑銘於季主墓前、碑讚曰、玄漠太寂、混合陰陽、天地交泮、萬品滋彰、先生理著、分別柔剛、鬼神以觀六度真誥第七云…又司馬季主服明丹之華、挹扶晨之暈、得道在大有宮中、顔色如二十女子鬚長三尺黑如墨也。

ここでは、石室は「大有宮」と呼ばれている。これは現在の委羽山の建物の名称「委羽山大有空宮」にもつながっている。そこで「石精金光、藏景化形法」を西靈子都から受けたという。これが「形を枕席に託し、己に代うるの像と爲す」という、尸解の方法とつながるのであろう。

王懸河『三洞珠囊』卷之八、相好品には、このあたりのことが、さらに脚色されて表現されている。

「道を得ること大有宮中に在り、顔色二十の女子の如し、鬚の長さ三尺、黒きこと墨の如きなり」と、やはり、「大有宮」の中で尸解したことになっており、その様子が具体的に示されている。

『真誥』卷之五に、

君曰、黄子陽者、魏人也。少知長生之妙、學道在博落山中九十餘年、但食桃皮、飲石中黄水。後逢司馬季主、季主以導仙八方與之、遂以度世（此六國時魏、非漢後魏世也）

とある。

10 前掲「洞天福地小論」三頁。および大淵忍爾『道教史の研究』（岡山大学共済会書籍部、一九六四年）三一八頁を参照。

11 前掲「洞天福地小論」三頁。

ここでは魏人の黄子陽が、司馬季主の教えによって昇仙したとされている。注によれば、魏は戦国時代の魏であって漢のあとの魏ではないという。

卷之五には范零子とのやりとりが記されている。

范零子少好仙道、如此積年後、遇司馬季主。季主將入常山中、積七年、入石室東北解有石（〈注〉此作之葉反、音即是。大瓮也、或可是石牖）。季主出行、則語之曰、慎勿開此、如此數數非一、零子忽發視、下見其家父母、大小近而不遠乃悲思、季主來還乃遣之、歸後復取之、復使守一銅櫃、又使勿發、零子復發之、如前見其家、季主遣之、遂不得道（〈注〉此事乃入不可思議之境、然每當依此觸類慎之）

ここでは范零子が結局、昇仙できなかったことが記されている。またここでは「季主將入常山中」と委羽山ではなく、「常山」だとされている。この常山は、三十六洞天の第五、北岳、常山洞（『天地宮府図』）¹² のことであろう。

また、『無上秘要』¹³ 卷之八十三に、

司馬季主、一云與葛玄常相隨

と呉の葛玄と親交があったようにいわれている。

しかし、卷之八十四には、

司馬季主、漢時人。受西靈子都劍解之道、託形枕席、在委羽山大有宮、服明丹之華、掘扶晨之暉、眞授云、如似作劍兵解法。兵解則不得在太極。

とある。

ここでは、司馬季主は漢の時の人とされている。「在委羽山大有宮」とあり、委羽山の大有宮にいたとされている。また、尸解の一種である劍解で昇仙したことが記される。「太極」は陶弘景の『洞玄靈寶真靈位業図』の第三中位に、たとえば「太極金闕帝君姓李」といった形であられる。司馬季主は第三中位の右位にランクされているが、「太極」とは、つけられていない。

卷之八十七 尸解品には、

抱九轉而尸臭、吞刀圭而蟲流者、司馬季主、甯仲君、燕昭王、王子晋是也。

とみえる。

「抱九轉而尸臭」の九轉は、『真誥』卷之五の「仙道有九轉神丹服之化爲白鶴」の「九轉神丹」

12 『洞天福地岳瀆名山記』では、北岳常山とされている。

13 撰者不詳とされるが、『統高僧伝』卷二、彦琮伝に、北周武帝（560～78）撰という。『道教事典』（平河出版社、1994年）567頁、「無上秘要（石田憲司氏執筆）」を参照。

14 『道教事典』「葛玄（吉川忠夫氏執筆）」には、「244年（赤烏7）に昇仙したと伝えられる」とある。

のことだろう。「抱」は『雲笈七籤』卷之八十四に、「掘九轉而尸臭、服刀圭而蟲流者、司馬季主」とあり、ここでは「掘」になっているが、いずれも「とる」の意味で理解できる。司馬季主は「九轉^とを抱りて尸臭く」、「刀圭を呑みて蟲流るる者」とされており、これを見る限り、尸解はしたものの、あまり高い評価は得ていないといえる。

五、青童君

青童君は、『紫陽真人内伝』に「青眞小童君」、『真誥』卷之六に「方諸青童君」としてみえ、『無上秘要』卷之四や卷之二十二にも名がみえるが、そこではとくに委羽山とは結び付けられない。委羽山と関連するのは、先に少しふれた『雲笈七籤』卷二十七所引の司馬承禎『天地宮府図』である。

第二委羽山洞、周廻萬里、號曰、大有空明之天、在台州黃巖縣、去縣三十里、青童君治之。

とある。

ところが、これも先にふれたように『洞天福地岳瀆名山記』では、青童君ではなく、「司馬季主所理」と司馬季主が治めたことになっている。おそらく杜光庭は、青童君と委羽山の関係が見いだせなかったために、委羽山と関係のある司馬季主に替えたのではないかとと思われる。ただ、それではなぜ、司馬承禎が「青童君治之」としたのかが、よくわからない。

『委羽山志』委羽洞には、

在山之東北、按十大洞天記云、第二委羽山洞、周廻一万里、名大有空明之天、在台州郡、司馬季主爲大有眞人所理、一云、青童君治之。

とみえる。「司馬季主爲大有眞人所理、一云、青童君治之」というのは、司馬承禎と杜光庭の両方の顔を立てたような記述になっている。

青童君の青童は、

玉女とともに高貴な神仙のそばに侍衛したり、道教經典を奉持したりする役割を担うとされる。特に青い色が童子と結びつけられたのは、五行思想において青は東方・春・

15 司馬季主はほかに、陶弘景『洞玄靈寶真靈位業図』、明、趙道一『歷世真仙体道通鑑』卷之九、卷之十一、卷之十二、卷之十四、不詳『紫陽真人内伝』、撰者不詳『紫陽真人内伝』、撰者不詳『上清後聖道君列紀』、撰者不詳『上清衆經諸真聖秘』卷之七、朱綽改編『太極葛仙公伝』、唐、王松年『仙苑編珠』卷中、他に顧欽『道迹靈仙記』、杜光庭『洞天福地岳瀆名山記』、賈善翔『猶龍伝』卷之三、張天雨『玄品録』卷之一、撰者不詳『上清金書玉字上経』、李道謙『甘水仙源録』卷之二、張君房『雲笈七籤』卷之七十九、卷之八十四、卷之八十五、卷之一百六、權徳与『宗玄先生文集』卷下、李思聰『洞淵集』卷之二、王懸河『上清道類事相』卷之四、李昉等奉敕編『太平御覽』（太平御覽卷上、道部理所）（清虛真人王君内傳日委羽山洞周廻萬里名曰大有空明天司馬季主在其中）、陳葆光撰『三洞群仙録』卷之五、卷之九、卷之十八、撰者不詳『太上洞神洞淵呪治病口章』、撰者不詳『上清仙府瓊林經』にみえる。

生命の始まり、若さなどの象徴的意味を持つとされることから、童子にふさわしい色と考えられたことによる。…、六朝時代に江南の地に興隆した上清派道教においては、この青童は青童君もしくは方諸青童君・上相青童君と呼ばれ、独立した神格として重要な位置づけがなされる。すなわち上清派道教では青童君は地仙たちの統率者として、東海の仙島である方諸に治所を置くとされ、また終末の世の救世主である後聖金闕帝君の上相とされるなど、上清派道教の独自の宗教的主張が、青童君の上に託される形になっている。¹⁶

と、とらえられている。

現在の委羽山には「委羽山洞」と篆書で横書きされており、そこに「此洞通東海、有縁到龍宮」と記されている。『委羽山志』に、

委羽山天下第二洞…舊傳、有道士負燭一篋、¹⁷然入洞中、行數日、燭盡然、指¹⁸巖之聳（＝聞）櫓聲而返。疑與東海相通云

という記述があり、委羽山の洞が東海と通じていたという。委羽山から海までの実際の距離は50km ぐらいなので、ありえない話ではない。神塚氏の解説にもあったように、方諸は東海の仙島であり、その関係で青童君が東海と結びつけられたのであろう。また司馬承禎は茅山派であり、上清派道教と関係が深い。その観点から、あえて司馬季主ではなく、青童君をとりあげたのではないと思われる。

『洞玄靈宝真靈位業図』には、司馬季主は第三中位の右位にランクされているが、青童君は東海王青華小童君として第二中位の左位にランクされている。要するに青童君の方がランクが高いことになる。司馬季主ではなく、青童君とすることで委羽山のランクもあがるのであろう。

六、劉奉林と委羽山

委羽山の上には騎鶴宮があり、その管理人のおばあさんの話によれば、「這座廟是什麼廟？」という質問に対して「騎鶴宮。鶴能上天。劉奉林騎鶴上天、鳳羽羽毛掉下来了」と答えていた。つまり、劉奉林が鶴に乗って昇天した場所だという。

『真誥』卷之五には、

君曰、有劉奉林者、是周時人。學道在嵩高山、積四百年、三合神丹爲邪物所敗、乃行徙入委羽之山、能閉炁三日不息、於今千餘年矣。猶未升仙、猶是試多不過、道數未足故也。此人但服黃蓮以得不死耳。不能有所役使也。

16 『道教事典』（平河出版社、1994年）「青童（神塚淑子氏執筆）」。

17 燃の意味だろう。

18 聞の意味だろう。

とある。

ここでは始めは嵩高山であるがのちに委羽山に入ったという。神丹や閉炁さらには黄蓮（連）を服用するという多才な仙人で千余年も生きているにも関わらず、評価は低い。これは鶴に乗って昇天した話とは直接、結びつかない。

劉奉林は、『洞玄靈宝真靈位業図』地仙散位にもみえる。

劉奉林周時人（注、服黄連）…

ここでは、さきの『真誥』の話を簡略化したものとなっている。

『雲笈七籤』巻之二十七では、七十二福地と結びつけられている。

第四東仙源、在台州黄巖縣、屬地仙劉奉林治之。

ここでは台州黄岩県にある東仙源と結びつけられている。

委羽山と結びつけるのは、『無上秘要』巻之八十三である。

劉奉林周時人、三合丹不成、在委羽山。

ここでも地仙とされている。いずれの話も鶴に乗る話はあらわれない。劉奉林もまた委羽山と関係する仙人であるが、それほど高い評価を得ていないようである。

なお、『委羽山志』の「委羽洞」に『赤城類考』を引いて以下のようにみえる。

赤城類考云、洞前舊有石碑、上刻劉奉林像、歳久残剥、元至正間、道士巖中重立、後有牧童戲于下、以石擊中右目、目隨剥落、童懼逃歸、迨至門右目痛甚、遽亡。

元の至正（1341～1370）年間の話として、劉奉林の像に悪戯して、像の右目を傷つけた童子が祟りにあった話が記されている。このことから、洞の前に像があったことがわかる。

おわりに

十大洞天の第二洞天である委羽山について、関連する神仙を中心にまとめてみた。洞天に関する記述としては、『紫陽真人内伝』（隆安三年（399））の王屋山、嵩高山、委羽山、鍾山、霍山、桐柏山、謝靈運（385～433）の羅浮山賦の羅浮山、陶弘景（456～536）の『真誥』、『洞玄靈宝真靈位業図』、『周氏冥通記』の司馬承禎（647～735）『天地宮府図』、杜光庭（850?～933）『洞天福地岳瀆名山記』の順に並べることができる。

	作者	生卒年	年代	共通する山・洞	共通する神仙
『紫陽真人内伝』			隆安三年（399）	王屋山、嵩高山、委羽山、鍾山、霍山、桐柏山	司馬季主・青真小童君
羅浮山賦	謝靈運	385～433		羅浮山	方諸青童君・司馬季主・劉奉林
『真誥』	陶弘景	456～536		委羽山・句曲山之洞	青童君・劉奉林
『洞玄靈宝真靈位業図』	同	同		句曲山・括蒼・廬山・蓋竹山	方諸・青童・季主
『周氏冥通記』	同	同		王屋山・赤城・林屋山・良常山	青童君（十大洞天）・劉奉林（七十二福地）
『天地宮府図』	司馬承禎	647～735		王屋山・委羽山・句曲山・羅浮山・林屋山・括蒼山（十大洞天）、嵩山・良常山（三十六小洞天）・鍾山、霍山、桐柏山・廬山・蓋竹山（七十二福地）	司馬季主（十大洞天）
『洞天福地岳瀆名山記』	杜光庭	850?～933		王屋洞・委羽洞・句曲洞・羅浮洞・林屋洞・括蒼洞（十大洞天）、嵩山・良常山（三十六洞天）・鍾山、霍山、桐柏山・廬山・蓋竹山（七十二福地）	

十大洞天は司馬承禎がはじめてつくったように思われるが、その基礎には『紫陽真人内伝』の洞に関する記述や陶弘景の『真誥』にみえる三十六の洞天がある。この三十六の洞天に関しては細目はわからない。上記の表のように『紫陽真人内伝』には王屋山、委羽山等がみえ、謝靈運の羅浮山賦には「洞天有九此惟七」とある。洞天は、このとき九つであったのだろう。『真誥』には、三十六の洞天として「句曲山之洞」が例としてあげられ、別に委羽山がみえる。委羽山は「石室大有宮中」とあり、これもまた洞天とみなすことができる。『真誥』で三十六の洞天であったものを、司馬承禎は、それまでの記述を参考にしながら十大洞天を抽出したのであろう。十大洞天の筆頭の王屋山は司馬承禎が棲んだ地である。そのため、ここを十大洞天の筆頭としたのだろうと推測されている。いささか我田引水の感なきにしもあらずだが、王屋山は、由来の古い山ではある。司馬承禎の三十六小洞天に「小」がつくのは、十大洞天と「大」をつけたことと関連するだろう。司馬承禎の記述をおおむね踏襲しながら、微妙に改変をくわえる杜光庭はたんに三十六洞天としている。一方、福地はすでに『真誥』にみえ、それが七十二福地のもとになっていると思われる。三十六の二倍が七十二であるが、三十六、七十二ともに、よく使われる理念的な数字である。どちらも九の倍数であり、七十二は九（一桁の奇数で最大）×八（一桁の偶数で最大）となっている。このような場合、最初から数は決まっていた、たとえば三十七とか七十一

のようなことにはならない。

『委羽山志』には、「委羽在諸山中、大不踰撮而居天下洞天之二、所謂山不在高、有仙則名矣」と述べられている。十大洞天には山の高さは記されず、文献を見る限りでは、山の低いことはわからない。しかし、「はじめに」にも述べたように、委羽山は、わずか 60 メートルほどしかない小高い丘のような山である。実際に訪れた人は誰も、このように低い山が第二洞天なのかという疑問をいだくはずである。「山不在高、有仙則名矣」は、劉禹錫の陋室銘の句をふまえている。「有仙則名矣」の「仙」は、ここでは司馬季主、青童君、劉奉林などの神仙のことをさすのであろう。